

令和4年度

茨木市の財政状況

次なる茨木へ。

令和5年10月
財政課





目 次



I	「財政」ってどんなもの？	
(1)	「財政」とは？	1
(2)	お金の使い方はどうやってきまる？（予算から決算まで）	1
II	決算について（普通会計）	
(1)	決算の基礎知識	2
(2)	令和4年度の決算	3
	茨木市の財政規模	4
III	歳入（普通会計）	
(1)	歳入決算額の内訳ごとの推移	5
(2)	一般財源の推移	6
IV	歳出（普通会計）	
(1)	目的別にみた歳出決算額の推移	7
(2)	性質別にみた歳出決算額の推移	8
V	市債と基金（借金と貯金）	
(1)	市債（借金）発行額の推移	9
(2)	市債（借金）残高の推移	10
	基金（貯金）残高の推移	11
VI	市民1人あたり額の北摂7市比較（普通会計）	
(1)	市民1人あたり市税額・税等一般財源の北摂7市比較	12
(2)	市民1人あたり義務的経費の北摂7市比較	13
(3)	市民1人あたり市債・基金残高の北摂7市比較	14
VII	主な財政指標の推移（普通会計）	
(1)	経常収支比率	15
(2)	財政力指数	16
VIII	健全化判断比率の状況（一般会計等）	
(1)	健全化判断比率とは	17
(2)	早期健全化基準・財政再生基準	17
(3)	茨木市の状況（令和元年度～令和4年度）	19
(4)	北摂7市の状況（令和4年度）	21



いばらきの今と未来を守るために
結成された「いばら騎士団」。
騎士団を束ねる最高騎士の4人
「いばら騎士」と一緒に茨木市の
財政状況を見ていきたいと思います。

I 「財政」ってどんなもの？

(1) 財政とは？

「財政」を知ることは、茨木市を知ることにつながるよ！！



「財政」という言葉を聞くと「たくさん数字が並んでいて難しそう」という印象を受ける人が多いのではないでしょうか？

市が色々なサービスを行うにはたくさんのお金が必要です。そのお金をどこから調達し、どのような目的で使うのかという仕組みを「財政」といいます。

第5次茨木市総合計画のスローガン「ほといばらきもっと、ずっと」のもと、茨木市を「HOT」で「ホッと」できるまちにするには、みなさんと一緒に市の財政状況を共有していくことが大切です。

この冊子を通じてみなさんに「財政」のことを身近に感じてもらい、茨木市のことと一緒に考えてもらうきっかけにしたいと考えています。

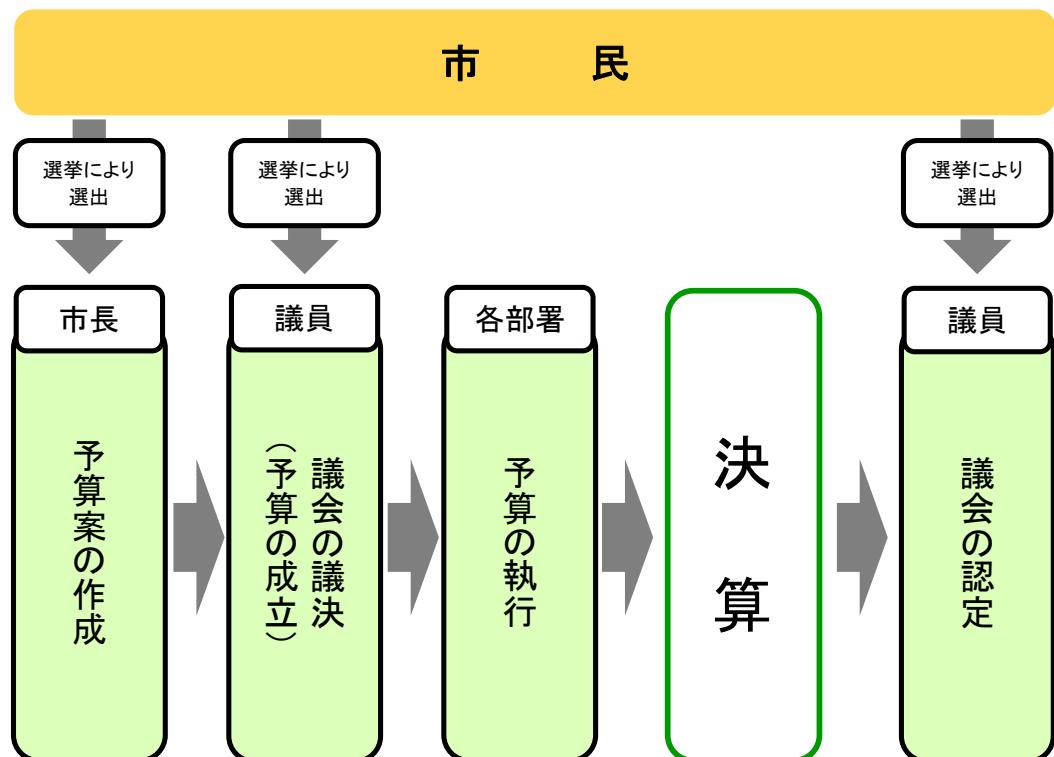
(2) お金の使い方はどうやって決まる？（予算から決算まで）

市役所では、新年度（4月～）に向けて、みんなのより良い暮らしを支えるためにどのようなサービスを提供するかを各部署で検討し、そのために必要な収入と支出を見積もります。市長はそれをもとに「予算案」を作成し、議会に提出します。そして、市議会で予算案が審議された後、「予算」が成立します。

つまり、みんなが選んだ市長と市議会議員により、予算は決定されることになります。そして、その予算を使った結果のことを「決算」と言い、決算は議会での審査を経て認定されます。

なお、この冊子では、決算額を用いて茨木市の財政状況を解説しています。

●予算から決算までの流れ



II 決算について（普通会計）

（1）決算の基礎知識

分からんことは
何でも聞いてや～



いばら騎士ブルー

Q “決算”って何？？

A “決算”とは年度（4月～翌3月の1年間）に入ってきたお金（収入）と使ったお金（支出）の実績のことです。

市役所では毎年、年度が始まるまでにあらかじめお金の使いみち（予算）を決めます。その予算を使った結果が“決算”です。

決算書は会計管理者が作って市長に提出し、監査委員の審査を受けて議会の認定を受けます。

Q “決算”から何がわかる？？

A 予算に基づいて、実際に福祉や教育、道路整備等どんなことを、いくらかけて行ったかがわかります。

市は市民サービスの向上を図るため色々な事業を行っています。福祉や教育、道路整備等、どんなこと（サービス）に、いくらお金が使われたのかを“決算”から知ることができます。

また、“決算”を見ることで財政状況やその傾向がわかります。

Q “決算”はどうやって見たらいい？？

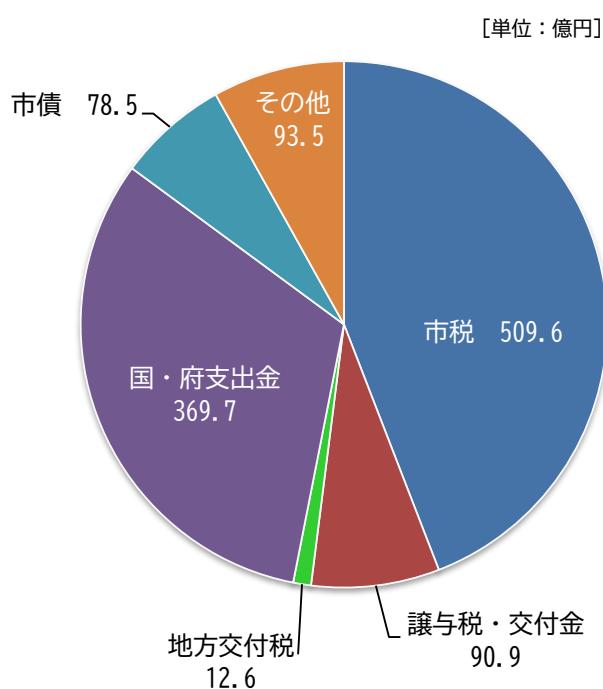
A 全国統一ルールによる統計上の会計（普通会計）を使って他市町村との比較や、年度間比較をすることで、茨木市の財政状況がどうなのかを知ることができます。

地方公共団体の会計については、地勢や気候、人口などが異なることから、全国の市町村が同じ事業を実施しているわけではなく、一般会計で提供するサービスの内容等も違っているため、単純に比較することができません。

そのため、国が示す全国統一ルール「普通会計」を使うことで、他市町村と比較することが可能となり、茨木市の財政状況を把握することができます。また、これまでの決算の推移を年度間比較により、財政状況の傾向をつかむこともできます。

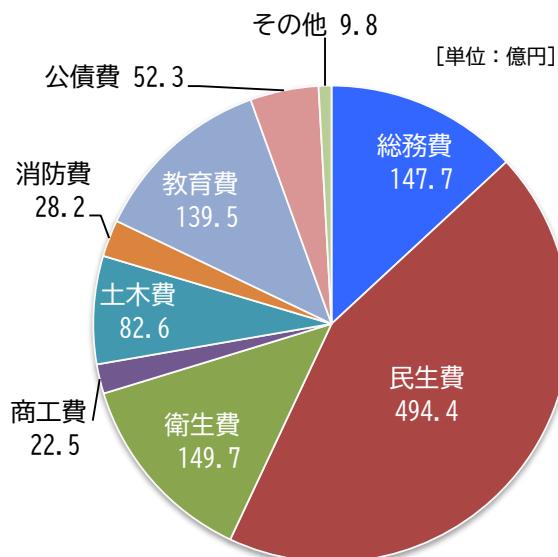
(2) 令和4年度の決算

歳入 1,154.8億円



歳出 1,126.7億円

目的別



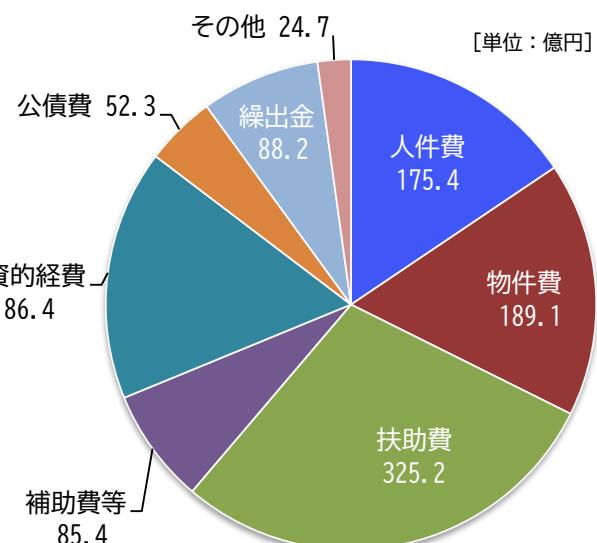
原油価格や食料品等の物価高騰に対応する支援策のほか、長期化する新型コロナウイルス感染症の対応策の継続により、きめ細かな日常生活・社会活動等への支援に取り組むとともに、「財政の健全性」を確保のもと、「今」と「将来」に対応し、「豊かさ・幸せ」を実感できる“次なる茨木”の実現に向けたまちづくりを着実に推進！

歳入では、国庫支出金や普通交付税などが減となりましたが、固定資産税・個人市民税等をはじめとする市税が增收となったことなどから、歳入総額としては増額となりました。

歳出においては、国の施策である子育て世帯臨時特別給付金や非課税世帯臨時特別給付金などの減がありました。一方で、おにくる建設等に伴う普通建設事業の増などにより、歳出総額としては増額となりました。

また、物価高騰対策等に活用するため、財政調整基金（貯金）の取崩しを行う一方、将来の財政負担を考慮して、市債（借金）の発行抑制など、財政の健全性の確保にも努めました。

性質別

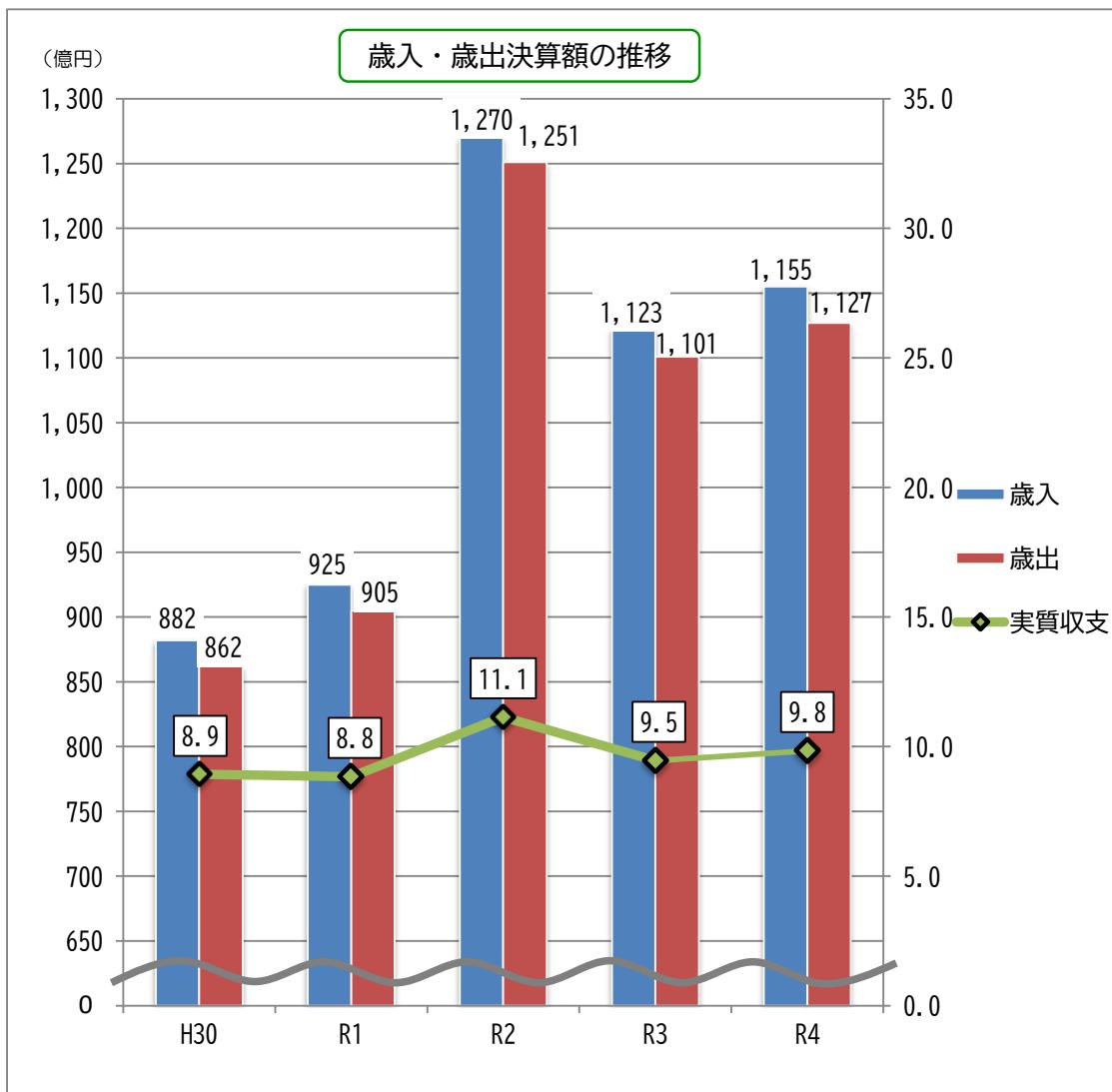


(3) 茨木市の財政規模

本市の財政規模は、社会福祉経費の影響等により年々増加傾向にあることや、物価高騰や新型コロナウイルス感染症への対策を実施したことから、近年は、概ね1,000億円台で推移しています。

令和4年度については、歳入歳出ともに増額となっており、歳入では、市税や市債等が、歳出では、おにくる建設に関する経費のほか、引き続き保育や障害に関する給付費が増加したためです。

なお、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた黒字（実質収支額）については、令和4年度は10億円程度となっており、その約半分以上を市の貯金にあたる財政調整基金へ積立（貯金）しています。



用語解説

形式収支 その年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いたもの

$$[\text{R4 決算}] = 1,155 \text{ 億円} - 1,127 \text{ 億円} = 28 \text{ 億円}$$

実質収支 形式収支から、翌年度に繰り越す財源を控除したもの

$$[\text{R4 決算}] = 28 \text{ 億円} - 18 \text{ 億円} = 10 \text{ 億円}$$

(翌年度へ繰り越す財源)

III 歳入（普通会計）

(1) 歳入決算額の内訳ごとの推移

歳入にもいろんな種類があるんだね

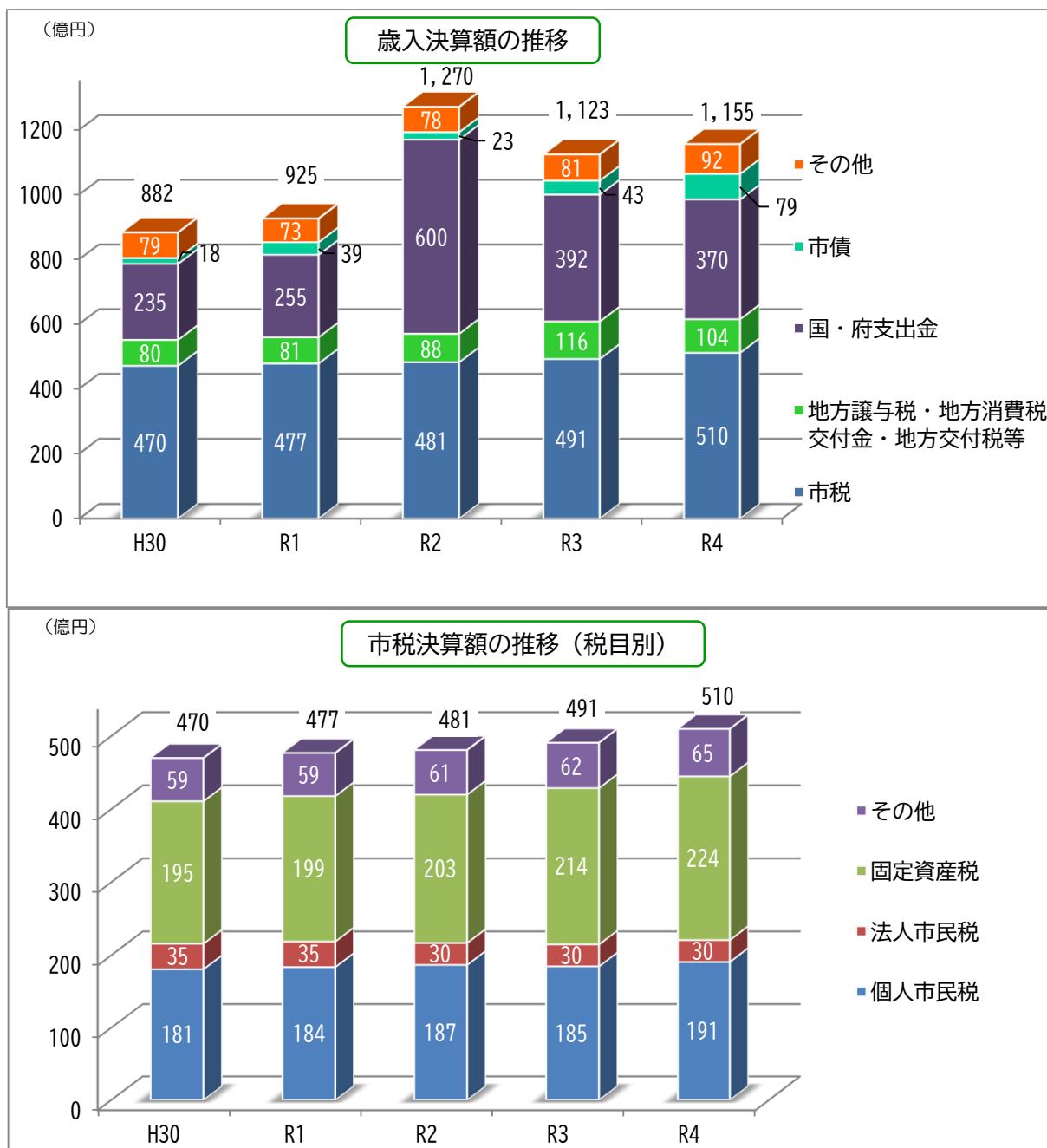


いばら騎士グリーン

歳入の基本となるのは市税です。平成10年度以降は、景気低迷等により7年連続の減収となり、平成16年度には416億円まで落ち込みました。しかし、その後は税制改正や景気回復の影響等により増収に転じており、緩やかな増収傾向となっています。令和4年度は、固定資産税や個人住民税の増等により、過去最高の510億円となりました。

国・府支出金は、各年度に実施した事業に応じて220～250億円程度で推移しています。令和4年度については、昨年度に比べると減少していますが、物価高騰対策や新型コロナウイルス感染症対策を実施した影響により、370億円となっています。

小中学校の校舎改修等や道路整備をはじめとする建設事業の財源として借り入れる建設債や、財源不足を補うための臨時財政対策債などの市債（市の借金）についても、後年度の財政負担を考慮し、発行抑制を基本に市債の適切な活用に努めていますが、令和4年度は計画的に進めるおにくる建設等への活用により、発行額は79億円となりました。

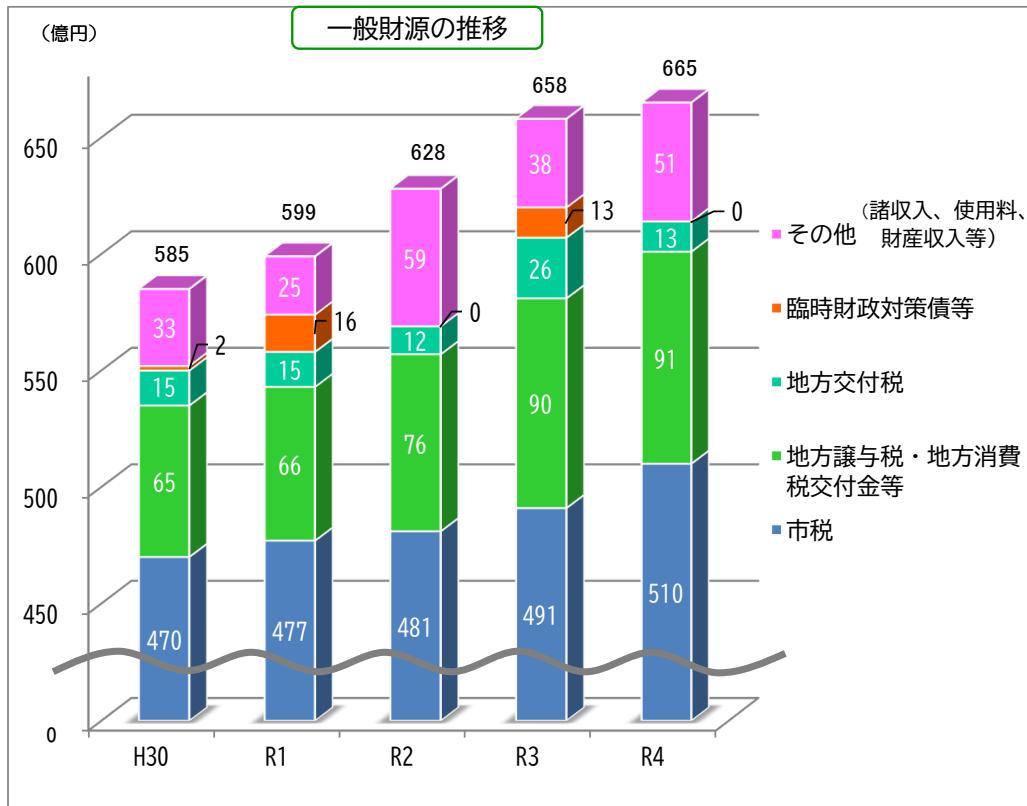


(2) 一般財源の推移

「一般財源」とは、使い道が定められていない自由に使えるお金のことです。市税収入がその中心です。一般財源には、市税以外にも、地方譲与税（国税や府税が間接的に交付）、地方消費税交付金、地方交付税等のほか、臨時財政対策債（財源不足を補うための借金）等が含まれています。

一般財源は、近年市税が増加傾向となり、590～650億円程度で推移していましたが、令和4年度は、市税・地方譲与税等の増により、665億円となっています。

臨時財政対策債については、不足する一般財源を補う市債となります。後年度の財政負担を考慮して発行額を可能な限り抑制することで、借金に依存しない財政運営に努めています。



用語解説

地方交付税

地域によって地方税の収入額に差があることから、地方間の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定水準以上の行政サービスを行えるようにするために、国が国税として集めた税金を地方公共団体の財政状況に応じて配分する税のことです。地方交付税には、財源不足団体に交付される普通交付税と、特別な財政需要に対して交付される特別交付税があります。

地方譲与税

国が国税として集めた税金を地方公共団体に配分するもので、現在、茨木市では地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税があります。

地方消費税交付金

地域福祉や地域振興のため、市町村に対して配分されるお金のことです。H26からの税制改正によって生じた引上げ分については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

IV 歳出（普通会計）

1,127億円の
使い道は
こうなのだ

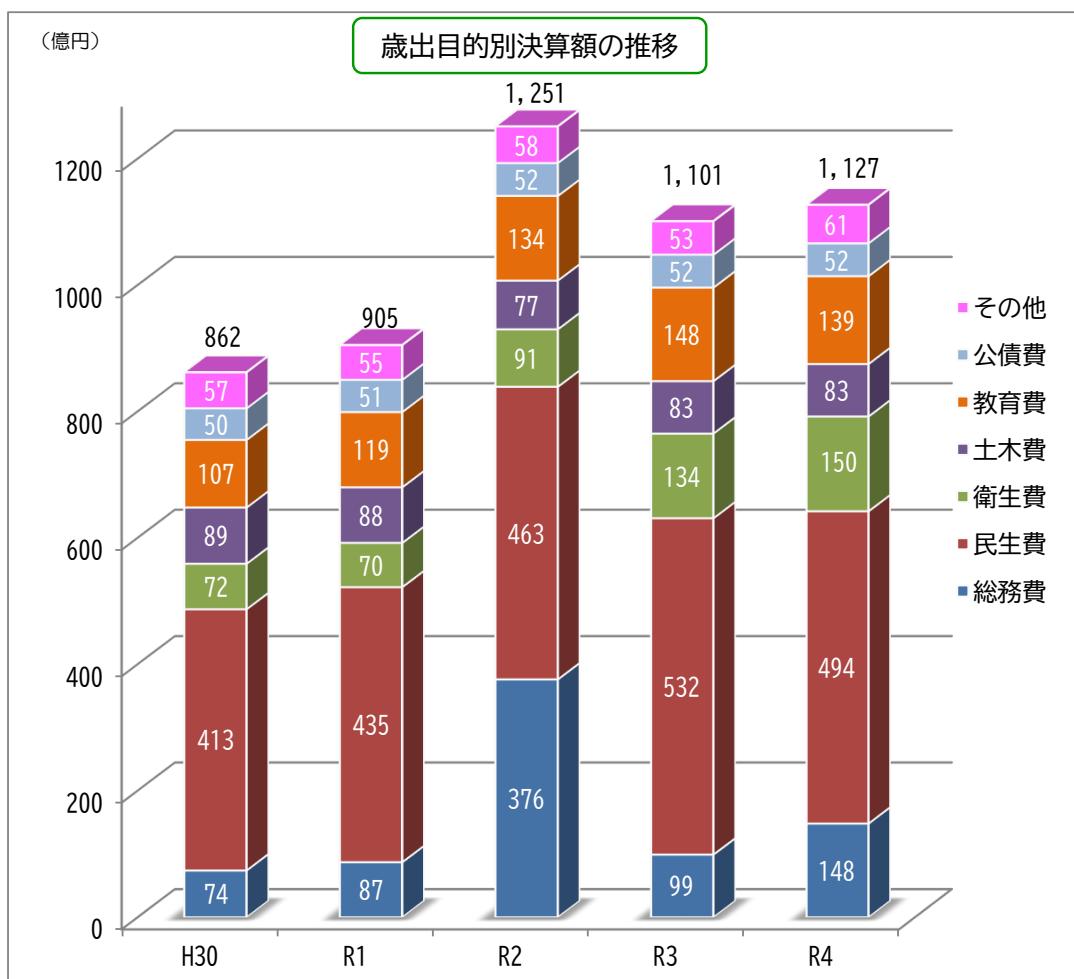


(1) 目的別にみた歳出決算額の推移

「予算をどんな目的で使ったか」という視点から見た歳出決算額の推移は、以下のとおりです。

歳出の内訳を見た場合、例年、大きい割合を占めているのは福祉（民生費：494億円）、都市基盤整備（土木費：83億円）、教育（教育費：139億円）に関する経費です。これは、福祉サービスの充実、道路や公園整備等の都市基盤整備の推進、教育環境の向上に取り組んできた結果といえます。

近年、歳出の内訳の中で一番大きい割合を占めるのは民生費ですが、これは高齢化の進展等に伴い、子ども・高齢者・障害者等に対する社会福祉経費が増加していることが主な要因となっています。



用語解説

総務費 市役所の庁舎管理、防災、徵税、戸籍、統計、選挙等の経費

民生費 子ども、高齢者、障害者に対する福祉サービス経費や国保会計や後期高齢者会計に対する繰出金等の経費

衛生費 住民健診、予防接種、市営葬儀、清掃業務、環境対策等の経費

土木費 道路や公園などの都市基盤整備や都市計画等の経費

教育費 小・中学校や図書館などの教育関係の経費

公債費 市の借金（市債）を返済（償還）する経費

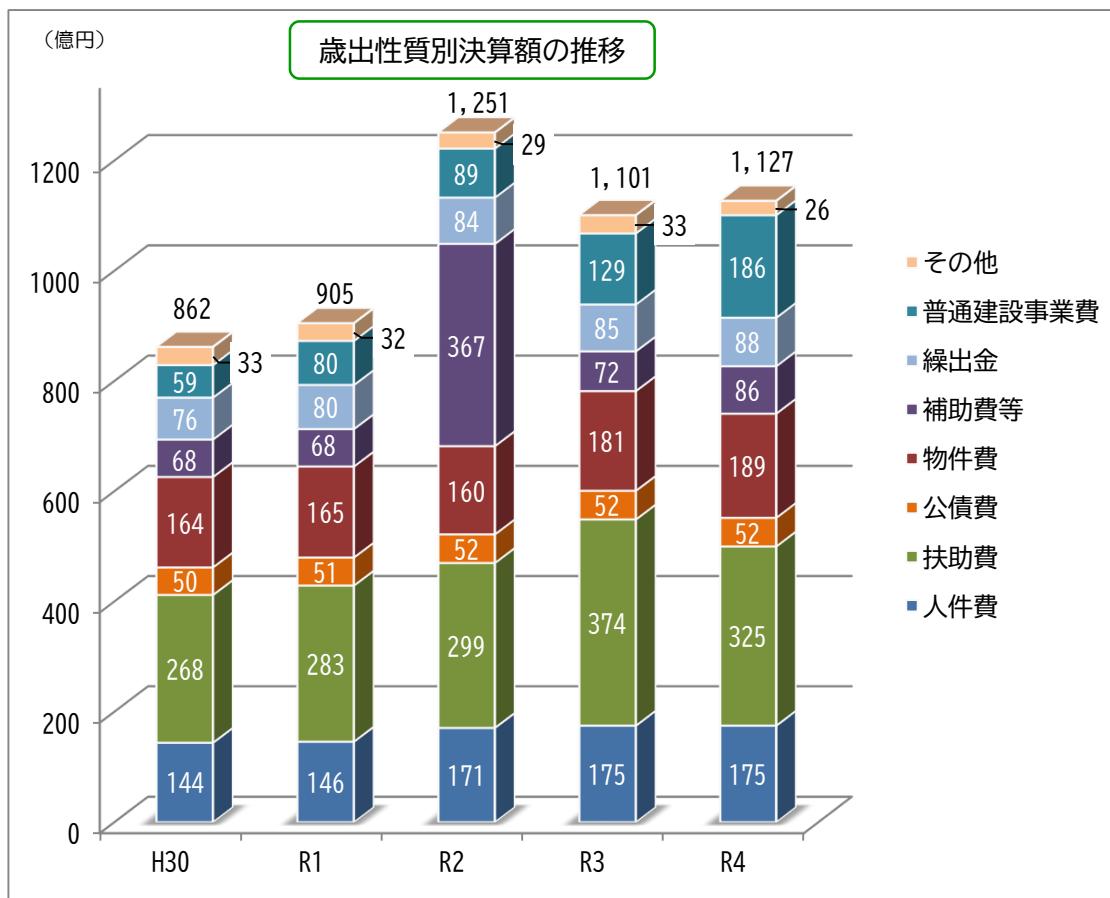
その他 議会、労働、農林水産業、商工、消防等の経費

(2) 性質別にみた歳出決算額の推移

「予算をどんな性質のことについたか」という視点から見た歳出決算額の推移は、以下のとおりです。

歳出を性質別にみた場合、例年、主なものは子ども・高齢者・障害者等に対する福祉サービスの扶助費（325億円）、事業に必要な物品の購入や印刷、施設維持の委託等の物件費（189億円）です。なお、令和4年度は、計画的に進めているおにくるの建設や、ごみ処理施設の長寿命化等に伴い、普通建設事業費（186億円）も大きくなっています。

人件費・扶助費・公債費は、毎年経常的に支出され、任意に削減できないことから「義務的経費」と呼ばれています。義務的経費のうち、これまで職員数の適正化や市債発行の抑制に努めてきたことにより、人件費、公債費は低い水準ですが、扶助費は高い水準で推移しており、財政構造が硬直化する要因となっています。



用語解説

人件費	職員の給与や報酬等に関する経費
扶助費	子ども、高齢者、障害者等に対する福祉サービス経費
公債費	市の借金（市債）を返済（償還）する経費
物件費	物品の購入や印刷、施設維持の委託等の経費
補助費等	負担金・補助金や下水道事業等の企業会計に対する経費
繰出金	国民健康保険事業や介護保険事業等の特別会計に対する経費
普通建設事業費	道路・公園の整備や小・中学校の施設整備等の経費
その他	施設の維持補修や基金積立（貯金）等の経費

▽ 市債と基金（借金と貯金）

（1）市債（借金）発行額の推移

茨木市の借金と貯金は
どれくらい！？

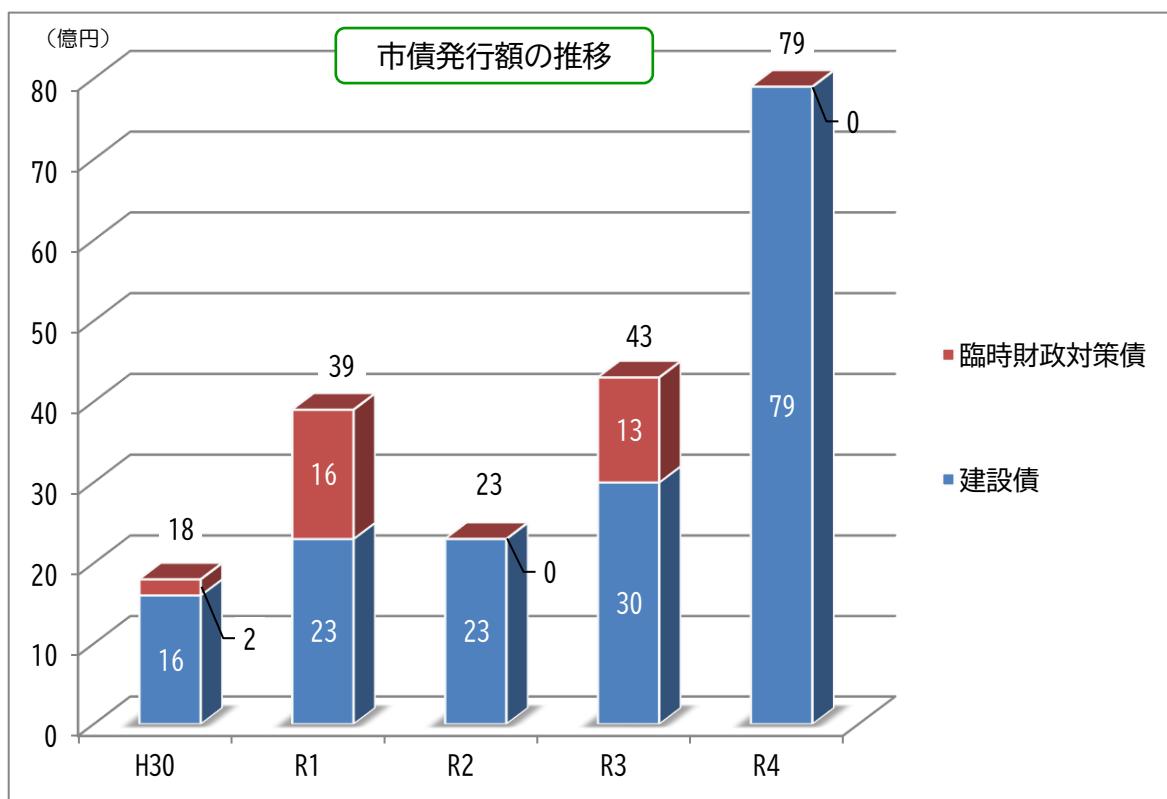


いばら騎士レッド

市債のうち建設事業の財源として借り入れる「建設債」については、近年、おに
くるの整備や公共施設の長寿命化、小中学校の環境改善等の実施にあたり発行して
います。

令和4年度は、計画的に進めるおにくるやごみ処理施設の長寿命化等への活用に
より、市債の発行額が増加しました。

市債の発行には、年度間の財政負担の平準化や世代間の負担の公平性を図ると
いった意義がありますが、同時に後年度の財政負担にもつながるため、その抑制を
基本とした財政運営を行う必要があり、「臨時財政対策債」についても、可能な限り
発行を抑制しています。



用語解説

建設債

道路整備や公共施設の長寿命化工事等の建設事業の財源とするため
に行う長期の借金のことです。

臨時財政対策債

国が地方公共団体に交付する地方交付税について、その財源が国に
おいて不足する場合に、不足分を補うために地方公共団体において
発行する市債です。後年度において、臨時財政対策債の元利償還相
当額が交付税で措置されますが、実際に同額が補てんされるわけ
ではないため、地方公共団体の責任で発行する必要があります。

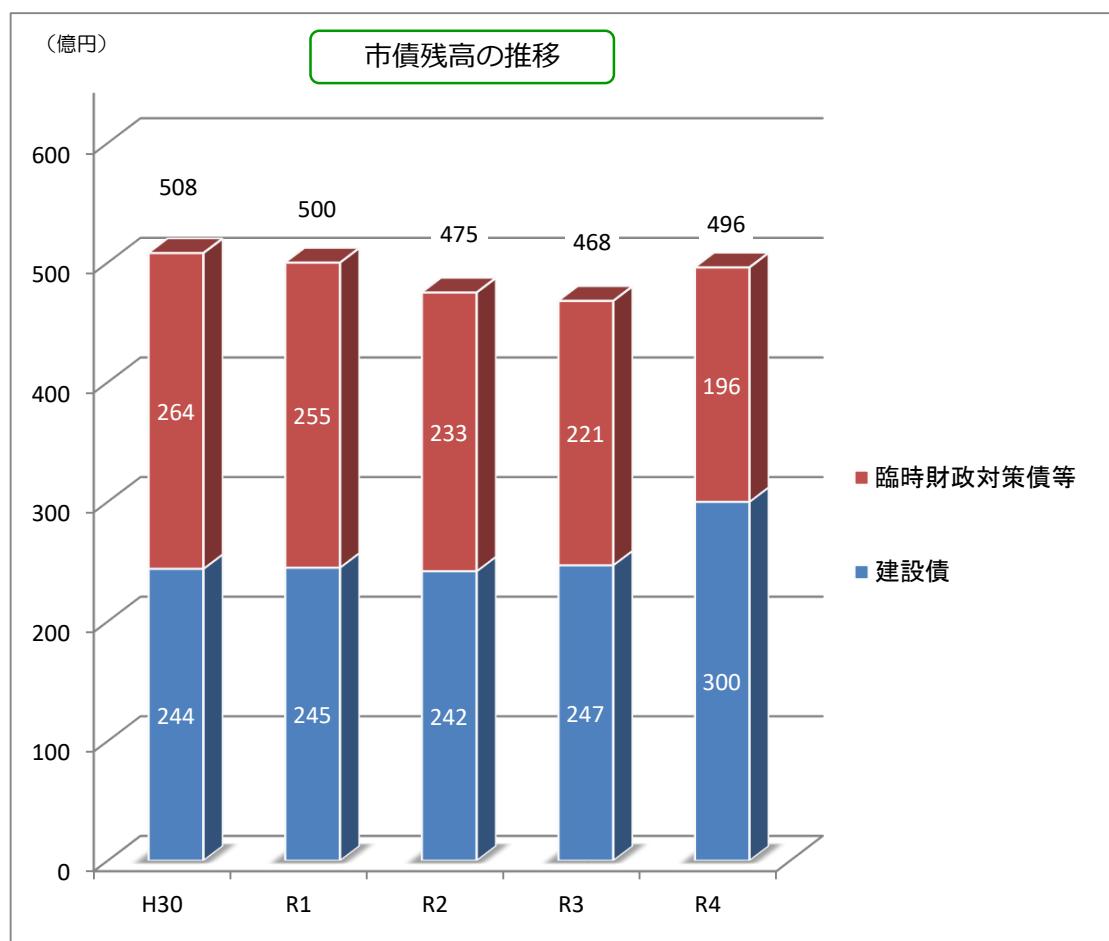
(2) 市債（借金）残高の推移

令和4年度は、臨時財政対策債等については、発行抑制に努めたことから残高は減少しています。建設債についても、これまで発行抑制に努めてきていましたが、計画的に進めるおにくる建設やごみ処理施設の長寿命化等へ活用したため、令和4年度末の市債残高の合計は496億円となっています。

【市民1人あたりの残高】

茨木市の借金を全市民で割ると、1人あたりの額はいくらになるのでしょうか？
市債の令和4年度末残高（496億円）を市の人口（284,921人※）で割ると、普通会計で市民1人あたり約17万円となります。

※令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口



(3) 基金（貯金）残高の推移

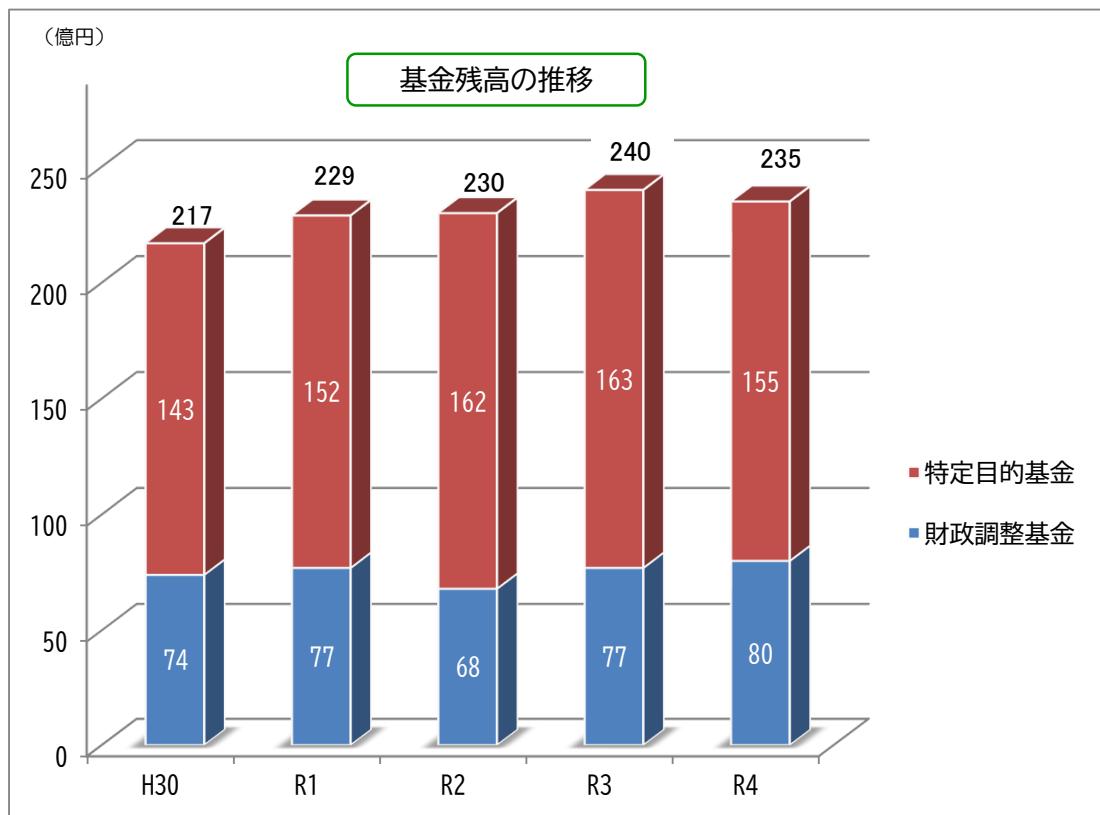
基金とは地方公共団体が行う貯金のことで、財政調整基金と特定目的基金の2種類があります。

「財政調整基金」は、地方財政法で設置が義務付けられており、経済事情の著しい変動や災害等による予期しない収入の減少や緊急な支出の増加に対応するために設置しています。

財政調整基金残高の推移をみると、景気の悪化による市税の減収に対応するための取り崩しで、平成20年度に28億円まで減少しましたが、その後は決算剰余金等を着実に積み立ててきました。

その結果、平成30年の大阪北部地震等の災害対応経費として、平成30年度に12億円、令和元年度に約2億円を活用したほか、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対策経費として、令和2年度に13億円、令和3年度に3億円、令和4年度に2億円をそれぞれ活用し、局面に応じたきめ細かな対応を図ることができました。なお、取崩しの一方で、決算剰余金の半分を積み立てているため、基金残高は80億円となっています。

基金の使い道をあらかじめ定めたうえで積み立てている「特定目的基金」については、令和4年度はごみ処理施設の長寿命化工事や市民会館跡地エリア整備事業等で11億円を活用する一方で、駅周辺再整備基金等に合計2億円を積み立て、残高は155億円となりました。



【特定目的基金】（令和4年度末残高）

基金名称	残高	基金名称	残高
福祉事業推進基金	10億円	緑化基金	7億円
衛生処理施設整備等基金	32億円	文化施設建設基金	39億円
駅周辺再整備基金	36億円	公共施設等総合管理基金	29億円
奨学金事業充当基金	1億円	森林環境譲与税基金	1億円
		残高合計	155億円

VI 市民1人あたり額の北摂7市比較（普通会計）

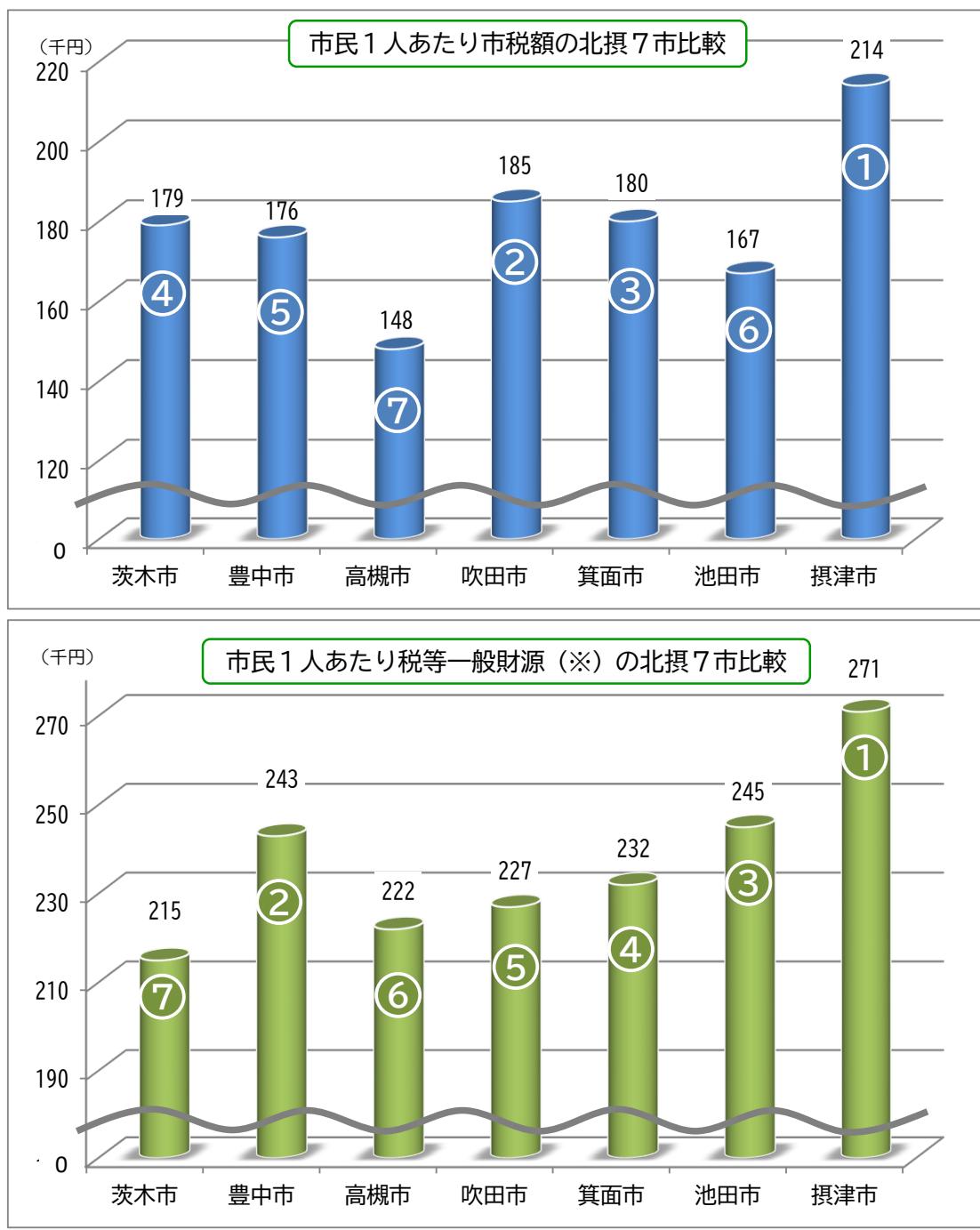
(1) 市民1人あたり市税額・税等一般財源の北摂7市比較



市税額と税等一般財源を、市民1人あたり（令和5年1月1日現在住民基本台帳人口）の額で近隣の北摂6市と比較しました。

茨木市の市税額は、北摂7市中4番目に多い状況ですが、使途が定められていない税等一般財源は、北摂7市中最も少ない状況となっています。

このような厳しい状況ですが、茨木市ではビルド＆スクラップを実践し、限られた財源（お金）をやりくりすることにより、市民サービスの向上及び財政の健全性の確保に努めています。



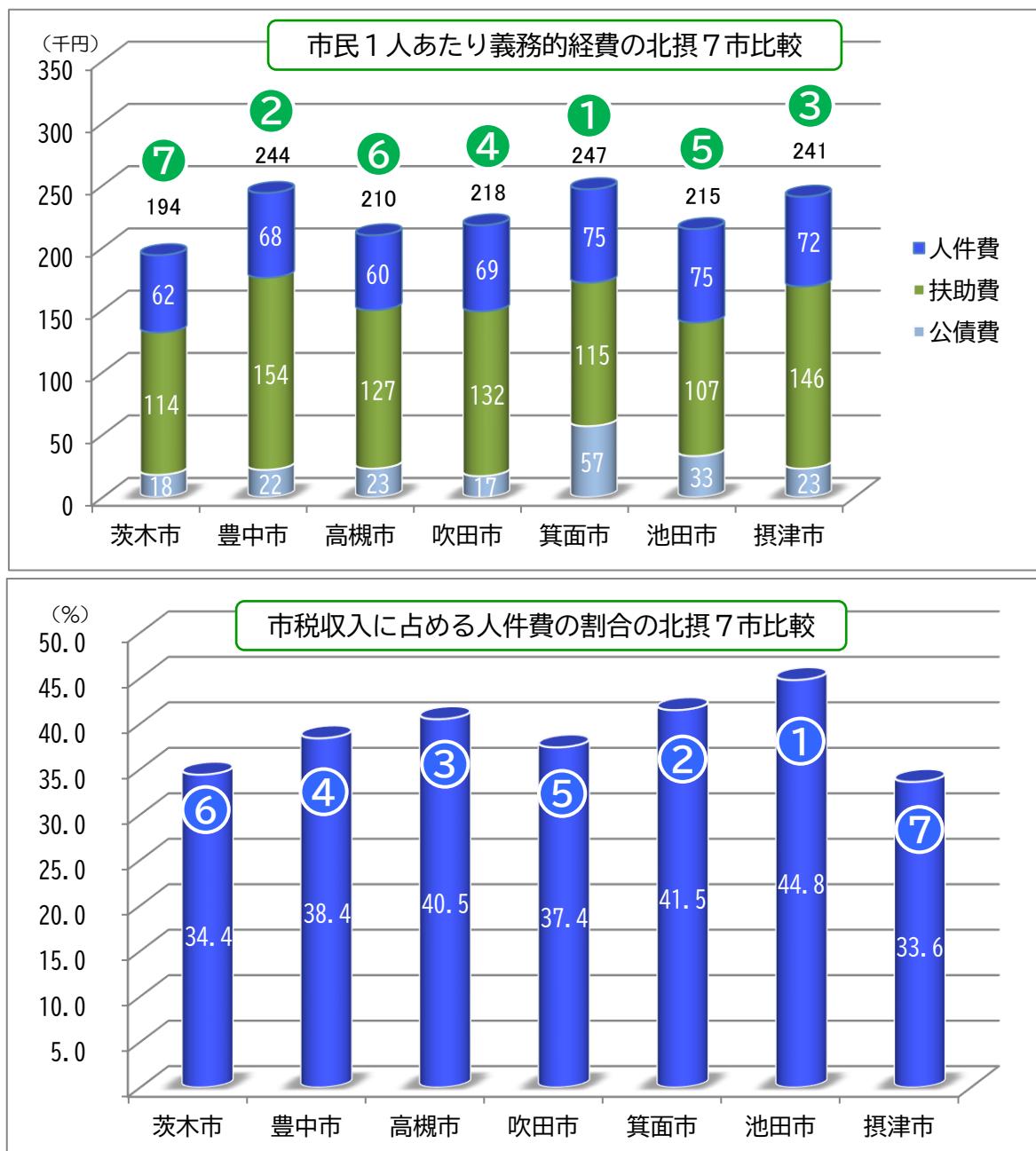
※税等一般財源 = 地方税 + 地方譲与税 + 税交付金 + 地方交付税 + 臨時財政対策債等
(臨財債等含む)

(2) 市民1人あたり義務的経費の北摂7市比較

義務的経費とは、その性質から任意に削減しがたい経費である、職員の給与などの人件費や、福祉サービス経費等の扶助費、市債の償還（借金の返済）経費である公債費のことです。

義務的経費が多いと自由に使えるお金が少なくなり、さらなるサービスの充実に向けた政策的な事業の実施が困難となります。茨木市は、市民1人あたりの義務的経費が北摂7市中最も少ない状況です。これは、これまで職員数の適正化や財政の健全性を基本に市債発行（借金）の抑制を図ってきたためです。

今後も、財政の健全性の確保のもと、市民サービスの充実を図るため、義務的経費の抑制に努めていきます。



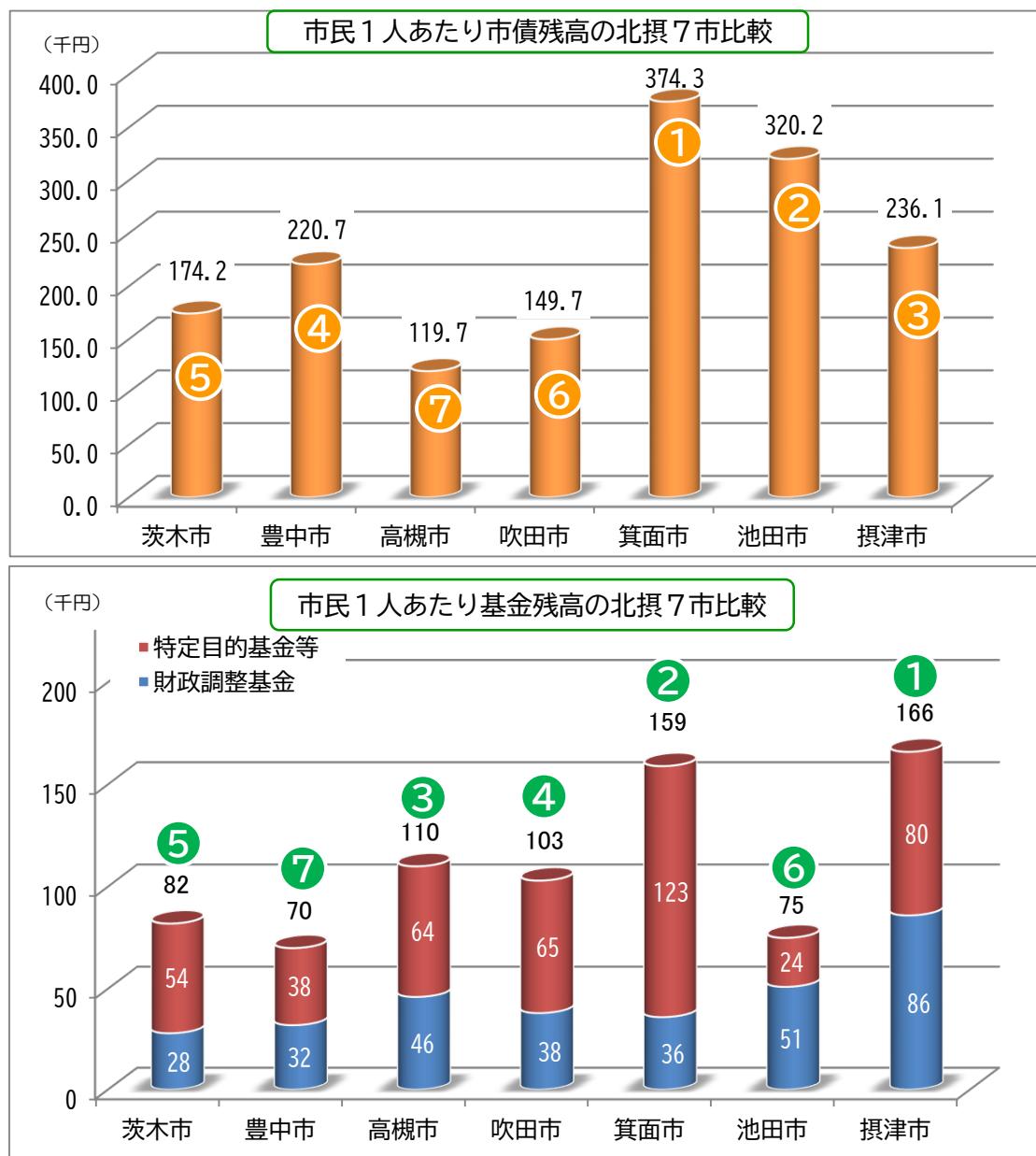
(3) 市民1人あたり市債・基金残高の北摂7市比較

市債（借金）残高については、これまで後年度の財政負担を考慮して市債発行の抑制を図ってきたため、茨木市は北摂7市中3番目に少ない状況となっています。

次に、基金（貯金）残高については、茨木市は北摂7市中5番目となっており、北摂各市との比較では、決して多くはない状況です。

基金の中でも財政調整基金の残高は、近年、決算剩余金等を着実に積み立てていることから、令和4年度には市民1人あたり2万8千円となっています。

今後も健全な財政運営を行うため、市債発行の抑制と基金への積み立てを着実に推進する必要があります。



VII 主な財政指標の推移（普通会計）

茨木市の財政はどう？



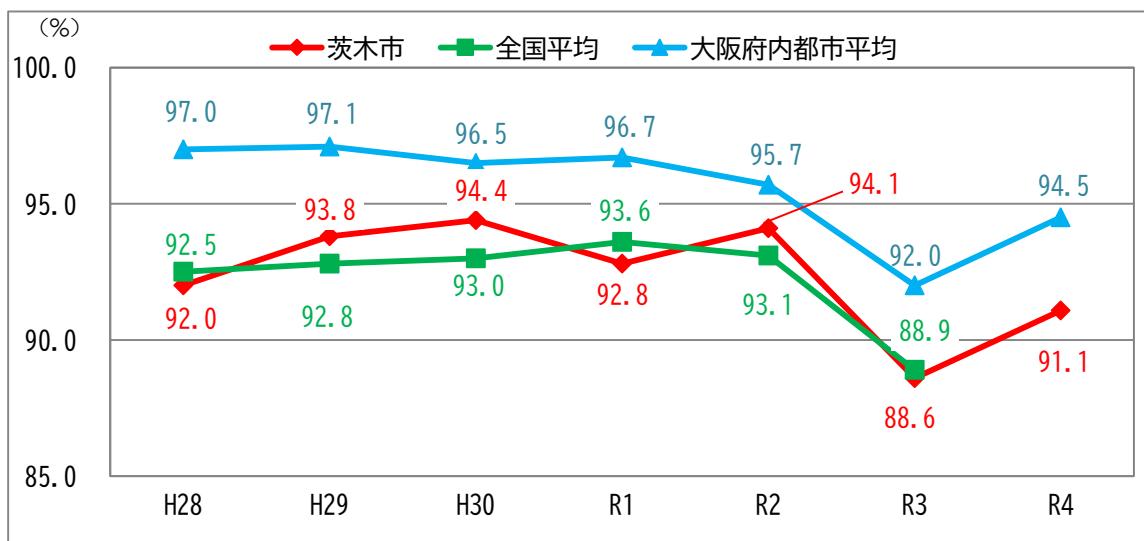
いばら騎士オレンジ

(1) 経常収支比率…低い方が財政構造の弾力性あり！

市税や譲与税等の経常的に収入される使途が特定されていない財源が、義務的経費（経常経費）に充てられる割合を表した、財政構造の弾力性を示す指標です。比率が高くなるほど、新しい事業を行うためのお金が少ないと意味し、財政状況は硬直化していると言えます。

【算式】

$$\frac{\text{経常経費に充当される一般財源}}{\text{経常的に収入される一般財源} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$



※令和4年度全国平均値は未定です。

※大阪府内都市平均は政令市を除いています。（R4年度数値は速報値）

令和4年度は前年度から2.5ポイント増加し、91.1%となっています。

これは、普通交付税等が減額となり分母となる歳入が減少し、物価高騰などにより分子となる歳出が増加したためです。

なお、経常一般財源から臨時財政対策債を除いた数値は、昨年度より0.5ポイント増加し、91.1%となっています。

参考：北摂7市の状況（令和4年度）

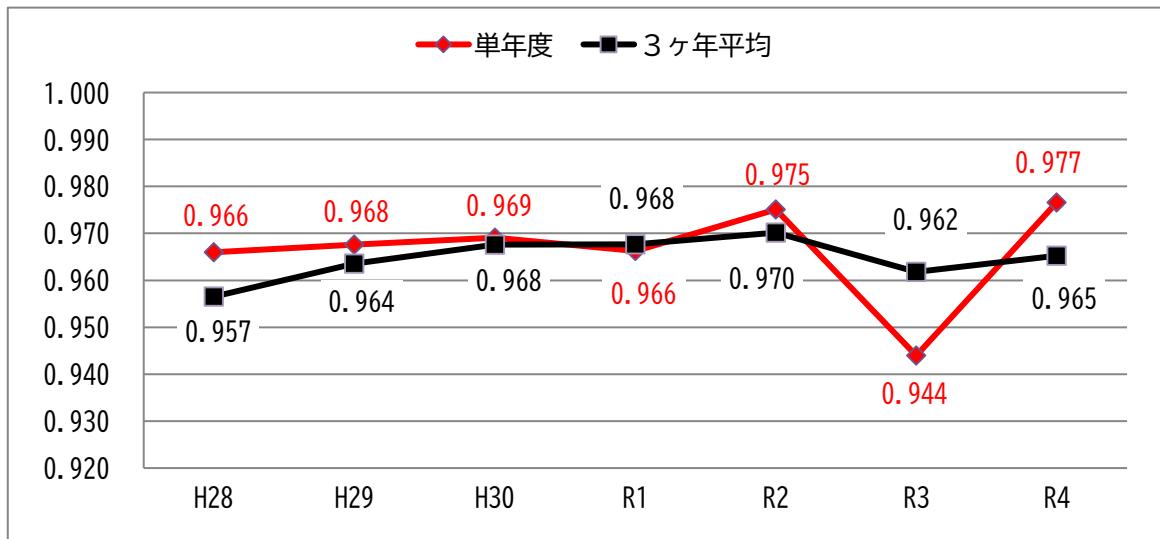


(2) 財政力指数…高い方が財政力が強い！

財政基盤の強さを図る指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3ヶ年平均で算出されます。1に近いあるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされており、単年度の数値が1以上になると普通交付税が交付されない不交付団体となります。

【算式】

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$



用語解説

- 基準財政収入額** 地方交付税のうち普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の割合により計算した額です。
- 基準財政需要額** 地方交付税のうち普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政活動を行うために必要な財政需要を計算した額です。

茨木市では、税収等の増加により平成18年度から21年度まで不交付団体でしたが、近年は1を下回り普通交付税の交付団体となっており、令和4年度についても財政力指数（単年度）が0.977となっています。

参考：北摂7市 令和4年度の状況



VIII 健全化判断比率の状況（一般会計等）

茨木市の財政は健全？不健全？



いばら騎士グリーン

(1) 健全化判断比率とは

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）により公表が義務づけられた、地方公共団体の財政の健全性を示す以下の指標のことです。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率
- ⑤ 資金不足比率（公営企業）

※各指標の説明と茨木市の状況については、P. 19～

財政健全化法では、健全化判断比率を毎年市民に公表することや、これらの指標が一つでも法令が定める基準以上になると、財政健全化計画（財政再生計画）を策定することが義務づけられています。

公営企業についても、毎年、公営企業ごとに資金不足比率を議会に報告し、公表することとなっており、一定基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

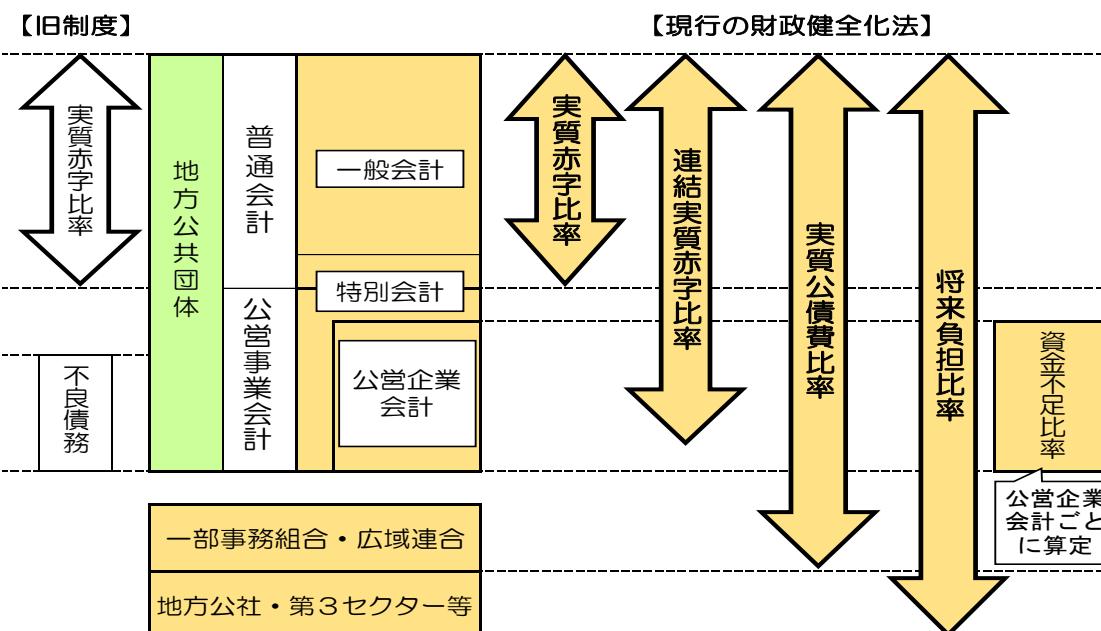
(2) 早期健全化基準・財政再生基準

① 早期健全化基準（イエローカード：自主的な改善）

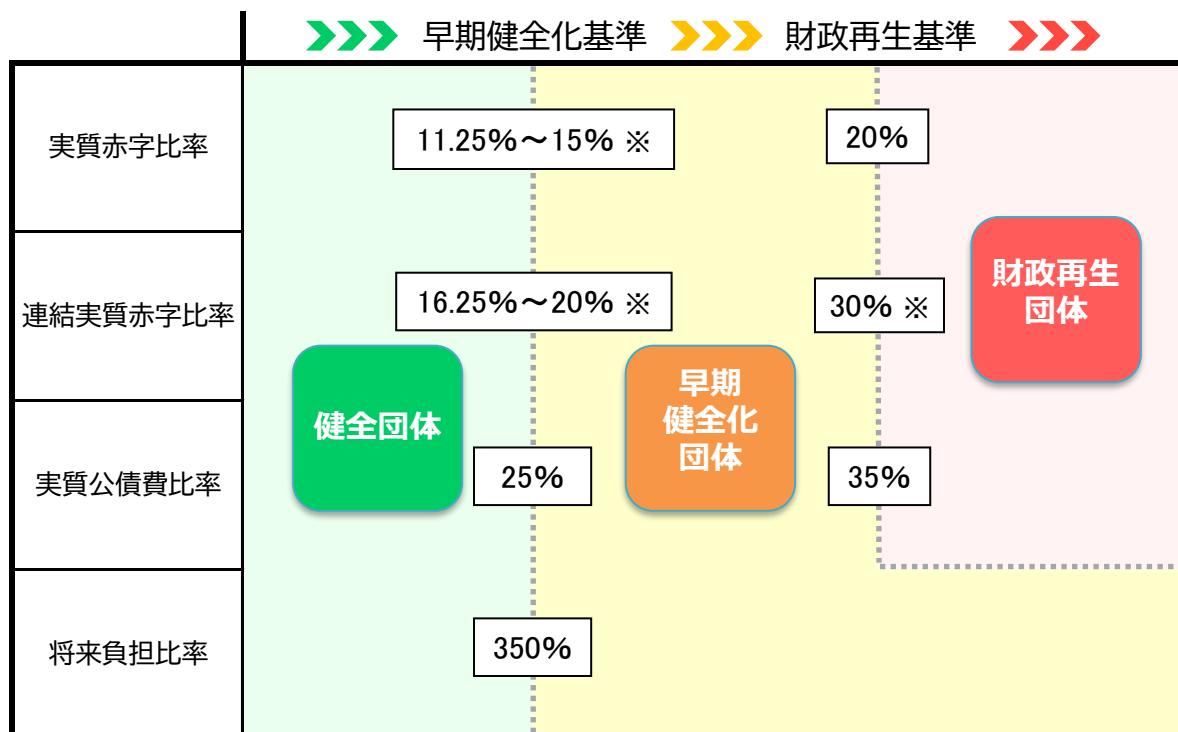
健全化判断比率である4つの指標のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合、「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定し、議会で議決を得た後、速やかに住民に公表するとともに、知事に報告しなければなりません。

② 財政再生基準（レッドカード：国の関与有り）

将来負担比率を除く3つの指標のうち1つでも財政再生基準以上になった場合、「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定し議会の議決を得て、国に同意を求ることになります。国の同意を得ることができなければ、市債の発行が大幅に制限されます。



●財政健全化・再生基準のイメージ



●公営企業会計の経営健全化基準のイメージ



(3) 茨木市の状況（令和元年度～令和4年度）

① 実質赤字比率

一般会計等（福祉や教育、ごみの収集、道路・公園の整備等のサービスを、基本的に市税収入で賄う会計）における赤字額が、標準財政規模に占める割合です。

【算式】

$$\frac{\text{一般会計等における実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

(単位：%)

区分	R1	R2	R3	R4
実質赤字比率	—	—	—	—
(参考)黒字額の比率	▲ 1.68	▲ 2.08	▲ 1.69	▲ 1.77
早期健全化基準	11.25	11.25	11.25	11.25
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00

一般会計等における実質収支が黒字（赤字ではない）となっているため、この比率は該当しません。

用語解説

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、当該団体の標準的な税収額に、地方譲与税と普通交付税額等を加えたものです。

② 連結実質赤字比率

市の全ての会計（上水道や下水道など）の収支を合算した赤字額が、標準財政規模に占める割合です。

【算式】

$$\frac{\text{市の全会計における実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

(単位：%)

区分	R1	R2	R3	R4
連結実質赤字比率	—	—	—	—
(参考) 黒字額の比率	▲ 12.54	▲ 12.89	▲ 13.22	▲ 15.32
早期健全化基準	16.25	16.25	16.25	16.25
財政再生基準	30.00	30.00	30.00	30.00

全ての会計を連結した実質収支が黒字（赤字ではない）となっているため、この比率は該当しません。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する**地方債の償還金やそれに準じた経費**（公営企業に対する繰出金や債務負担行為による支出のうち公債費に準ずるもの）が、標準財政規模に占める割合です。（各年度の数値は3ヶ年平均）

【算式】

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 \text{ (%)}$$

A : 地方債の元利償還金

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの

C : AやBに充当される特定財源

D : AやBに係る普通交付税に算入された額

E : 標準財政規模

(単位 : %)

区分	R1	R2	R3	R4
実質公債費比率	▲ 3.1	▲ 2.3	▲ 1.7	▲ 1.1
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0	35.0

令和4年度も引き続き、早期健全化基準を大きく下回る水準にあります。

④ 将来負担比率

一般会計等が**将来負担すべき額**（地方債残高や退職手当支給予定額、公営企業、組合、設立法人等に対して将来負担する可能性のある額）から、この支払いに充てることのできる基金残高等を差し引いた金額が、標準財政規模に占める割合です。

【算式】

$$\frac{A-B}{C-D} \times 100 \text{ (%)}$$

A : 将来負担額

B : 充當可能財源等

C : 標準財政規模

D : 地方債の元利償還金に係る普通交付税に算入された額

(単位 : %)

区分	R1	R2	R3	R4
将来負担比率	—	—	—	—
参考(※)	▲ 53.0	▲ 54.2	▲ 54.4	▲ 46.7
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0

(※) 将来負担額を上回る充当可能財源等の比率

令和4年度も引き続き、将来負担額より充当可能財源等の方が多いため、この比率は該当しません。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額が、事業規模（料金収入規模）に占める割合です。

【算式】

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{料金収入}} \times 100 (\%)$$

(単位：%)

区分	R1	R2	R3	R4
水道事業	—	—	—	—
下水道等事業	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

水道事業、下水道等事業ともに資金の不足額が発生していないため、
この比率は該当しません。

(4) 北摂7市の状況（令和4年度）

① 実質赤字比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
(参考) 黒字額の比率	▲ 1.77	▲ 6.73	▲ 1.41	▲ 1.75	▲ 5.34	▲ 0.50	0.14
早期健全化基準	11.25	11.25	11.25	11.25	11.84	12.20	12.47

② 連結実質赤字比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
(参考) 黒字額の比率	▲ 15.32	▲ 29.74	▲ 19.37	▲ 16.92	▲ 67.71	▲ 44.99	▲ 19.13
早期健全化基準	16.25	16.25	16.25	16.25	16.84	17.20	17.47

③ 実質公債費比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
実質公債費比率	▲ 1.1	2.5	▲ 1.3	▲ 0.3	2.4	1.2	▲ 0.7
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

各年度の数値は3ヶ年平均

④ 将来負担比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
将来負担比率	—	—	—	—	8	—	—
(※)	▲ 46.7	▲ 20.3	▲ 145.1	▲ 38.8	—	▲ 36.7	▲ 64.9
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0

(※) (参考) 将来負担額を上回る充当可能財源等の比率

⑤ 資金不足比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
水道事業会計	—	—	—	—	—	—	—
下水道等事業会計	—	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

茨木市の健全化判断比率は、すべての指標で健全な状況を示しています。

しかし、社会福祉経費が増加していることや、税等一般財源の総額が今後も不透明な状況にあることから、今後の財政状況は決して安心できない状況にあります。

このように厳しい財政環境にあっても、将来にわたり行政の使命である持続的発展を図るために、引き続きビルト&スクラップの実践による財政の健全性の確保に努めていきます。



茨木市HPの財政課のページで、いばら騎士の4人が財政状況や税の使い道などを分かりやすく発信していますのでチェックしてみてください↓↓

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/zaisei/menu/ibarakishitozei.html>



2023

